

1 ワイヤレスビジネスの成長・海外展開を戦略的に推進するための方策

【論点】電波利用産業の市場規模は、2013年度の12.7兆円から、2020年度には32.7兆円、2030年度には49.5兆円へ拡大見込み（電波政策ビジョン懇談会、平成26年12月最終報告書）。ICT成長戦略で掲げた「新たな付加価値産業の創出」を加速させるため、我が国が強みを有する安心・安全分野の無線システムを国際競争力のある将来の基幹産業として育てることが重要と考えられるところ、例えば、以下についてどのように考えるか。

- ・ 具体的に注力すべきワイヤレスサービス
- ・ 実用化、普及、海外展開のために必要な方策 等

2 2020年に向けたモバイルサービスの在り方

【論点】2020年に向けて第5世代移動通信システム(5G)に関する国際標準化や本格サービス導入に向けた検討が各国において進められる中、我が国において5Gの導入を新たなサービスやビジネスの創出につながる形で実現するための方策は何か。また、電波を活用した自動運転の実用化・普及に向けた検討が本格化する中、安全で快適な自動運転社会を実現するために取り組むべき課題は何か。例えば、以下についてどのように考えるか。

- ・ 5Gにより創出される新たなサービスやビジネス、新たな社会のイメージ
- ・ 超高速、低遅延、多数接続といった5Gの実現に向けて解決すべき課題や解決方法
- ・ 安全で快適な自動運転を支援する電波利用システムの在り方
- ・ 自動運転時代の車のセキュリティ確保の方法 等

3 周波数需要増大への対応方策

【論点】近年、スマートフォン利用者数の増加や大容量コンテンツの利用増加等により、移動通信のデータトラフィックが増加している。こうした状況に鑑み、電波政策ビジョン懇談会において、2020年までに移動通信システム用の周波数を2700MHz幅程度確保することを目標に設定していることについて、例えば、以下についてどのように考えるか。

- ・ 具体的な対象周波数や周波数確保時期
- ・ 電波の更なる有効利用を促進するための具体的な方策 等

4 新たな無線システム等の導入・普及に向けた制度上の課題を解決するための方策

【論点】進展する技術革新や国際的な周波数調整等を踏まえ、2020年に向けて新たな無線システムを導入・普及させるための制度上の課題や解決するための方策は何か。例えば、以下についてどう考えるか。

- ・ センサーネットワークや無人航空機(ドローン)、新たな衛星通信システム等を迅速に導入させるための制度の在り方
- ・ ワイヤレス電力伝送システムやNFC(近距離無線通信)等の市場展開を加速させるための制度上の方策 等

5 電波の監理・監督に関する規律やその在り方

【論点】新たなシステムの普及や、無線通信ネットワークが国民生活にとって不可欠なものとなることに伴い、電波利用環境の保護等のために必要となる規律やその在り方はどうあるべきか。例えば、以下についてどう考えるか。

- ・ 技術基準への適合性を適切に審査するための無線局の検査制度の在り方
- ・ 移動通信システムの無線局を適切に監理するための開設計画認定制度の在り方 等

6 平成29～31年度に必要となる電波利用共益事務の在り方

【論点】東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた5G、4K・8K等の日本が先行するイノベーター的な無線技術の実用化加速等に対する電波利用料による支援が期待される一方で、地デジ対策等の終了に伴う負担減が見込まれることを踏まえ、次期(平成29～31年度)の電波利用共益事務として取り組むべき使途や歳出規模の在り方についてどのように考えるか。例えば、以下についてどう考えるか。

- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の国民的事業の確実な成功のために取り組むべきこと
- ・ 5G、4K・8K等日本が先行する最先端かつイノベーター的な技術の実用化の加速
- ・ 電波利用・関連産業の振興や海外展開のために取り組むべきこと
- ・ 電波利用料予算の歳出構造の変化を踏まえた歳出規模の在り方 等

7 次期電波利用料額の見直しの考え方

【論点】受益者である無線局免許人が公平に利用料を負担するという電波利用料制度の趣旨を踏まえ、移動通信技術の高度化及びIoTの普及等、電波利用形態の進展に対応し次期電波利用料額の見直しはどうあるべきか。例えば、以下についてどう考えるか。

- ・ 電波の経済的価値の反映の在り方(算定範囲、算定方法、周波数の有効利用状況、周波数の移行促進・共有を勘案した料額設定等)
- ・ 電波利用料の軽減措置(特性係数)の在り方
- ・ 電波を稠密に利用している無線システムの料額設定の在り方(上限額の妥当性等) 等

8 その他電波政策に関する検討課題

上記1～7以外で電波の有効利用の促進に向けて解決すべき課題や提案等

● 電波利用共益事務に係る現状

- 現行料額的前提とする歳出・歳入規模は700億円。平成26～28年度の歳出予算は1年平均約676億円。平成28年度に終了する地デジ対策事業費や防災行政無線等デジタル化支援に係る平成26～28年度の負担額は1年平均約321億円。
- 電波利用技術の高度化により、スマートフォンの普及など無線通信ネットワークが国民の日常生活に不可欠となると同時に、IoTの飛躍的拡大により、スマートハウス、ロボットの活用など新領域における電波のニーズが拡大。
- ラグビーW杯や東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、大会の運営、警備等のための無線通信の円滑な利用の確保、海外からの来場者のための携帯電話、公衆無線LAN等の快適な利用環境の整備、我が国の最先端かつイノベーティブな無線通信システムの発信等に取り組むことが急務。
- 将来に向けた我が国のワイヤレスサービスの発展・国際競争力強化のための方策等の検討が進展。
- 現行制度における主な用途は以下のとおり。
 - ・電波監視 ・総合無線局監視システムの構築運用 ・電波資源拡大のための研究開発等 ・防災行政無線等のデジタル化支援
 - ・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備 ・携帯電話等エリア整備事業 ・電波遮へい対策事業

● 電波利用料額に係る現状

- 電波利用共益事務に係る費用を2つに分類して料額を算定。
 - ① 電波の経済的価値の向上につながる事務（電波資源拡大のための研究開発及び携帯電話等のエリア整備等）に係る費用・・・【a群】
 - ② 電波の適正な利用を確保するために必要な恒常的な事務（電波監視及び総合無線局監視システム等）に係る費用・・・【b群】
- ①は無線システムが使用する電波の経済的価値（周波数帯（0～3GHz、3～6GHzの算定範囲）及び使用周波数幅等）に応じて負担額を算定し、②は全無線局で均等割することにより負担額を算定し、合計額（①＋②）を電波利用料として免許人が負担。
- ①の負担額を算定する際、一部の無線システムについて、その特性を考慮して軽減措置（特性係数）を適用。
- ②の負担額を算定する際、電波を稠密に利用している無線システムについては、周波数あたりの利用状況を勘案し上限額を設定。

